

# 海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

栃木県において海洋プラスチックごみ対策をとる必要性があることについての県民の理解浸透を促すとともに、特に若年層世代の不要なプラスチック製品削減の意識の醸成を図る普及啓発動画を制作するものです。

## 2 業務概要

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 業務名              | 海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務   |
| (2) 業務内容             | 別紙「海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり   |
| (3) 契約期間             | 契約締結日から令和3（2021）年1月12日（火）まで   |
| (4) 委託料限度額           | 1,466,300円（消費税及び地方消費税を含む。）  |
| (5) 担当所属及び<br>問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20<br>栃木県環境森林部廃棄物対策課<br>電話 028-623-3228 FAX 028-623-3113<br>電子メール puragomizero@tochigi.lg.jp |

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、業種区分符号O「企画、広告、イベント」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書の提出日から契約の相手方決定の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力行団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

## 4 プロポーザル実施の手続

### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和2（2020）年9月24日（木）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和2（2020）年9月29日（火） 17時必着
ウ 質問に対する回答	令和2（2020）年10月1日（木）
エ 参加表明書の提出期限	令和2（2020）年10月5日（月） 17時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和2（2020）年10月12日（月） 17時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和2（2020）年10月中旬

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和2（2020）年9月24日（木）～令和2（2020）年10月5日（月）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

イ 配布場所：栃木県ホームページで公開するほか、上記2（5）の担当所属で配布する。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期限：令和2（2020）年9月29日（火） 17時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和2（2020）年10月1日（木）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び参加資格確認書（別記様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和2（2020）年10月5日（月）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和2（2020）年10月8日（木）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

要件を満たす参加表明書を提出した者は、次により企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和2（2020）年10月12日（月）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出書類と記載方法

(ア) 企画提案書

(様式4)により提出すること。

(イ) 企画提案内容

①用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

②以下の項目を記載すること

・動画の内容について

全体のストーリー展開を明示すること。シナリオのアウトラインや画像イメージを用いて、伝える内容を分かりやすく記載するとともに、その工夫点について記載すること。

(海洋プラスチックごみ問題の概要、海洋プラスチックごみと栃木県の関わり、海洋プラスチックごみが生き物に与える影響、県民の行動につながる具体的な取組について明示すること。)

・関心をもってもらうための工夫

動画を最後まで視聴してもらうための工夫を記載すること。

最初の5秒、全体のそれぞれについて記載すること。

・その他提案する事項

その他、独自の工夫について記載すること。

(ウ) 業務実績書

(様式5)により提出すること。

実績を保存した電子媒体の添付、動画共有サイトのURLを記載するなどし、可

能な限り、作成した動画の内容を確認できるよう配慮すること。

#### (エ) 業務実施体制及びスケジュール

##### ①業務実施体制

- ・本業務を担当する予定の業務責任者及び作業員等の配置を踏まえ、業務実施体制について図示すること。
- ・業務責任者及び作業員等の役割分担について記載すること。
- ・業務実施場所及び連絡体制について記載すること。
- ・業務責任者の業務経歴（本業務と同種業務のもの）について、過去に担当した業務の概要（業務名、契約の相手方、履行機関、契約金額）や具体的な内容を別紙（様式自由）にて記載すること。なお、実績を保存した電子媒体の添付、動画共有サイトのURLを記載するなど可能な限り、作成した動画の内容を確認できるよう配慮すること（業務実績書と同様の動画については添付について省略可能）。

##### ②スケジュール

業務のスケジュールについて1ヶ月を上・中・下旬に分け図示すること。

#### (オ) 見積書

栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は企画・構成費、演出費、出演料、撮影費、編集費、音楽費、機材費、記録媒体費ごとに区別して計上（諸経費や消費税も区別）すること。

#### (カ) 提案者の概要

様式（体裁）は自由とするが、原則としてA4版用紙を使用することとし、法人等の名称、代表者、所在地、電話番号、設立年月日、直近の売上高、主要業務を記載すること。

また、カタログ等がある場合は、添付すること。

#### (6) 企画提案書提出上の留意事項

##### ア 提案数

企画提案書は1者1提案とする。

##### イ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

なお、審査の公正を期すため、副本（添付書類を含む。）には提案者名を記入しないこと。

#### (7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 審査方法等

### (1) 審査基準

別紙「海洋プラスチックごみ対策に係る普及啓発動画作成業務 審査基準」（以下、「審査基準」という。）のとおり。

### (2) 審査方法

企画提案書（添付書類を含む。）の内容について、審査基準に基づき、県が設置するプロポーザル選定委員会が書面審査により審査をする。なお、プレゼンテーションは実施しない。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による各プロポーザル選定委員の評価の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、合計点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等について栃木県ホームページに公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 5の選考委員会において、契約候補者に選定された提案者と委託内容について協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から協議結果による見積書を徴し、栃木県財務規則等に適合する場合、当該提案者と契約を締結する。

(2) 委託内容に関する協議により、企画提案内容を変更して契約することもある。

(3) 委託内容の協議が整わなかった場合は、5の選定委員会において上位の評価を得た者から順に契約締結に関する協議を行う。

(4) 委託料の支払いについては、精算払いとする。